

離婚の届出について

○お問い合わせ 酒田市役所市民課戸籍係 TEL26-5724(直通)
 八幡総合支所市民係 TEL64-3112(直通)
 平田総合支所市民係 TEL52-3913(直通)
 松山総合支所市民係 TEL62-2611(代表)

1. 記入上の注意

- ◆黒ボールペンか黒インクではっきりと正確に記入してください(鉛筆・消せるボールペンは不可)。
- ◆書き間違えたときは、訂正する文字の中央に線を引き、その欄に正しく記入しなおしてください。(修正液・修正テープなどは使用しないでください。)

2. 持参するもの

- 離婚届書……協議離婚の場合は、証人欄に成人の証人2人の署名が必要です。
- 本人確認書類……運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど
官公署発行の顔写真付きのもの。

- ※ 裁判離婚の場合は、次の書類が必要です。
 - (1)調停離婚の場合 → 調停調書の謄本
 - (2)審判離婚の場合 → 審判書の謄本、確定証明書
 - (3)和解離婚の場合 → 和解調書の謄本
 - (4)認諾離婚の場合 → 認諾調書の謄本
 - (5)判決離婚の場合 → 判決書の謄本、確定証明書

3. 届出人

- ◆協議離婚の場合は、夫と妻。届書を持参するのは、どちらか一方、あるいは使用者でも可。
- ◆裁判離婚の場合は、原則として、調停あるいは審判の申立人、または裁判の訴えの提起者。使用者も可。(調停・和解が成立した日または判決・審判が確定した日から10日以内に届出する義務があります。申立人や訴えの提起者が届出期間内に届出しないうちは、相手方からも届出することができます。)

4. 届出をするところ

夫妻の本籍地、住所地または一時滞在地

5. 業務時間外(休日・夜間)に届出をする場合

- ◆時間外受付(宿直室)でお預かりすることになりますので、届書に書き漏れや書き間違いのないよう、平日に市区町村役場の窓口で事前審査を受けていただくことをお勧めします。
- ◆不備があった場合は、窓口に来庁していただく場合があります。そのため、届書下の「連絡先」に日中連絡がとれる電話番号(携帯や勤務先でも可)を必ず記入してください。

6. 住所変更について

(窓口) 市民課住民係③番 TEL26-5723
各総合支所地域振興課

- ◆住所の変更をする場合は、離婚届とは別に「住民異動届」が必要になります。
- ◆届出の際、必ず必要なもの…本人確認書類(運転免許証など)
- ◆外国人の方の場合、転居・転入届の際、在留カードが必要になります。

種類	届出期間	その他持参するもの
転居届 (市内で住所変更をしたとき)	引っ越しをした日から 14日以内	・国民健康保険証(加入者のみ) ・マイナンバーカード ・子育て支援医療証(該当者のみ)
転入届 (市外からの異動)		・ <u>前住所地の市区町村が発行した 転出証明書</u> ・年金手帳(加入者のみ) ・マイナンバーカード
転出届 (市外への異動)	引っ越しのおおむね2週間前から、 引っ越しをする日まで	・国民健康保険証(加入者のみ) ・印鑑登録証(登録者のみ) ・マイナンバーカード ・子育て支援医療証(該当者のみ)
世帯変更届 (世帯主変更、世帯合併など)	事実の発生した日から 14日以内	・国民健康保険証(加入者のみ) ・子育て支援医療証(該当者のみ)

※酒田市の場合、住民異動届の受付は、平日午前8時30分から午後5時15分まで行っています。
ご不明な点がございましたら、届出する各市区町村の住民登録担当課にお問い合わせください。

7. 離婚に伴う手続きについて

住所変更する場合、離婚届とは別に手続き必要

離婚に伴って想定される様々な手続きをご紹介しますので参考にしてください。ここに記載のないもので手続きが必要となる場合もありますのでご了承ください。

- ◆ お子様がいらっしゃるご家庭については、別紙「ひとり親家庭等になったら」を参考にしてください。
- ◆ 下表1~5の届出窓口 → 市民課または各総合支所地域振興課

	項目	手続きが必要なとき
1	子供の戸籍(氏)の変更	父母が離婚しても、 <u>子供の戸籍に変動はありません</u> 。親権者である母(父)と同じ戸籍に子供を入れる(同じ氏を称する)ためには、 <u>①家庭裁判所での「子の氏の変更許可の申立」及び②市区町村役場での「入籍届」の手続きが必要になります</u> 。
2	印鑑登録	登録印に <u>変更前の氏が含まれている場合(フルネームの印も含む)は、自動的に登録が廃止</u> されます。現在お持ちの <u>印鑑登録証(カード)をお返し</u> いただくか、 <u>使用できないよう処分</u> してください。変更後の氏の印鑑登録証が必要な場合は、ご本人が改めて登録申請をしてください。
3	マイナンバーカード	<u>氏・住所が変更になった場合</u> <必要なもの> マイナンバーカード
4	国民健康保険	<u>氏・住所・世帯主が変更になった場合</u> <必要なもの> 国民健康保険証 ※業務時間外(休日・夜間)に離婚届を提出した場合は、後日、変更後の氏を記載した国民健康保険証を市から郵送します。 ※配偶者の職場の健康保険の扶養から外れた場合、国民健康保険に加入する必要があります。 <必要なもの> 資格喪失連絡票、年金手帳(60歳未満の方)
5	国民年金(加入者)	厚生年金又は共済年金に加入している配偶者の扶養から外れた場合で、20歳以上60歳未満の方は、市民課に第1号被保険者への加入届出が必要になります。
6	社会保険・共済組合	健康保険証等の氏・住所の変更がある場合は、勤務先等にお問い合わせください。
7	運転免許証	記載事項(氏・本籍・住所)変更については、酒田警察署(TEL0234-23-0110)に直接お問い合わせください。
8	郵便物の転送手続き	最寄りの郵便局に備え付けてある「 <u>転居届</u> 」のハガキに必要事項を記入・押印の上、 <u>郵便局窓口</u> に提出するか、または <u>ポストに投函</u> してください。

離婚届

離婚届の書き方 と注意事項

・協議離婚のときだけ、証人が2人必要です。証人は、成年者であり、二人の離婚の意思を確認できる方であれば、どなたでもかまいません。離婚する本人は証人になれません。

令和 年 月 日届出

山形県酒田市 長 殿

《見本》

(よみかた)	夫 こうの たろう	妻 こうの はなこ
氏名	甲野 太郎	甲野 花子
生年月日	昭和 63年 7月 4日	平成 2年 4月 10日
住所 (住民登録をしているところ) (よみかた)	山形県酒田市本町2丁目 2 番地 45号	山形県酒田市本町2丁目 2 番地 45号
世帯主の氏名	甲野 太郎	甲野 太郎
本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	山形県酒田市本町二丁目 2 番地 1	
筆頭者の氏名	甲野 太郎	
父母の氏名 父母との続き柄 (他の養父母は その他の欄に 書いてください)	夫の父 甲野 一郎 続き柄 母 良子 長男	妻の父 乙川 和夫 続き柄 母 昭子 二女
離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 甲野 太一、甲野 咲
同居の期間	平成 25年 2月 から	年 月 日まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
別居する前の住所	番地 番 号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年…平成 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他	夫(妻)の 養父 ○田 △夫 養母 □子	養子(女)
届出人署名	夫 甲野 太郎 印	妻 甲野 花子 印

・届出時点の住所を記入してください。
・離婚届と同時に住所変更(転居届または転入届)をする場合は、新しい住所・世帯主を記入してください。

住所方書	
夫	本町アパート 201号
妻	本町アパート 201号

・実父母の氏名を記入してください
・父母が離婚している場合は、現在の氏名を記入してください。

あてはまる口にレ点でチェックしてください。

本届書中字加入 字削除 字訂正	
夫	
妻	

別居した年月・別居する前の住所については、届出時点で同居している場合は、空欄にしてください。

別居前の世帯での主な仕事にチェックしてください。仕事をしている人が数人いる場合は、一番収入が多い人のところをチェックしてください。

養父母がいる方は記載例のとおり記入してください。

・裁判離婚の場合は、申立人または訴えの提起者が署名してください。相手の署名欄は空欄で結構です。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 ※押印は任意	丙山 三郎 印	丙山 幸枝 印
生年月日	昭和 33年 11月 27日	昭和 41年 4月 16日
住所	山形県鶴岡市馬場町 9 番地 25号	山形県鶴岡市馬場町 9 番地 25号
本籍	山形県鶴岡市馬場町 9 番地	山形県鶴岡市馬場町 9 番地

婚姻で氏が変わった方は、離婚後の氏と戸籍を次の中から選んでください。

- 『婚姻前の氏に戻る』
 - ①親の戸籍に戻る → もとの戸籍にもどる
・戻る本籍、筆頭者の氏名を記入してください
 - ②自分で新戸籍をつくる → 新しい戸籍をつくる
・離婚後の本籍、筆頭者の氏名を記入してください
(筆頭者の欄の氏名は、離婚後に戻る氏で記入してください)
- 『引き続き今までの氏を使う』
 - ③左の欄に何も記入しないでください。
・別の用紙で『離婚の際に称していた氏を称する届』(戸籍法77条の2の届)を離婚届と同時に提出してください。

離婚届を提出し、いったん婚姻前の氏に戻った方も、「婚姻中の氏」を引き続き使用したいときは、**離婚の日から3か月以内であれば、「戸籍法77条の2の届」を提出することによって、そのまま使用できます。**

・夫婦の間に未成年(18歳未満)の子がいる場合は、親権者をどちらか一方に決めて、子の氏名を記入してください。
・子が複数いる場合でも、それぞれの氏は省略しないでください。

未成年の子がいる場合、届書右下欄の面会交流、養育費の分担について、あてはまるものにチェックしてください。
※子どもの養育に関する合意書の作成については、法務省のサイト(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00197.html)をご覧ください。

連絡先
電話 0234 (26) 5724
自宅 勤務先 [] ・携帯